4	西田　浩	ロッド河村	816
5	早田　文次	捜査官	816
6	丸橋　勇	テリー	816
7	宮口　精二	清瀬一郎	2,495
8	岡山　章	一	816
	合計		10,198

（別表２）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

裁定利用を申請する実演：大河ドラマ　山河燃ゆ　総集編

利用方法：必要に応じて、セル用ＤＶＤ（定価7,800円（税抜き））を100部単位で追加で複製する

No.	実演家名	役名	補償金額（税込・単位：円）
1	ワークショップ84	演奏（劇伴）	404
2	大川　直子	ジェニー川島	136
3	高橋　淳一	ハリー宮原	136
4	西田　浩	ロッド河村	136
5	早田　文次	捜査官	136
6	丸橋　勇	テリー	136
7	宮口　精二	清瀬一郎	336
8	岡山　章	一	136
	合計		1,556

○文化庁告示第六十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　①ビキニ　死の灰　②地獄から戻った男　①花乃かおる　②陽気幽平　①九九、五八一円　②四一、七七九円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町三番二十九号　株式会社平凡社（代表取締役　下中美都）

三　利用方法　選集「原水爆漫画コレクション」全四巻において複製し、各巻二、五〇〇部複製し、本体価格二、八〇〇円で公衆に譲渡する。なお、①は第一巻、②は第四巻に収録する。

○文化庁告示第六十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「遠山の金さん」副題「燃えろ桜吹雪」　遠藤仁（共同著作者　小川英）　左記三①の利用につき二二六、八〇〇円、左記三②の利用を行う場合、一一三、四〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号　株式会社藤商事（代表取締役　松元邦夫）

三　利用方法

①　ゲーム機において、脚本の一部を口述して録音及び字幕として一〇、〇〇〇台複製し、予価三〇〇、〇〇〇円（税抜）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて必要に応じて最小単位を五、〇〇〇台として追加で複製し、予価三〇〇、〇〇〇円（税抜）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「遠山の金さん」副題「燃える男の胸で泣け」　秦七郎　左記三①の利用につき三二、四〇〇円、左記三②の利用を行う場合、一六、二〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号　株式会社藤商事（代表取締役　松元邦夫）

三　利用方法

①　ゲーム機において、脚本の一部を口述して録音して一〇、〇〇〇台複製し、予価三〇〇、〇〇〇円（税抜）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて必要に応じて最小単位を五、〇〇〇部として追加で複製し、予価三〇〇、〇〇〇円（税抜）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　決定版陸軍中野学校実録　日下部一郎　左記三①の利用につき九七、二〇〇円　左記三②の利用を行う場合、一、〇〇〇部ごとに九七、二〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区麻布台三丁目四番地十一号　株式会社ベストブック（代表取締役　千葉弘志）

三　利用方法

①　書籍として一、〇〇〇部複製し、定価九〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて必要に応じて最小単位を一、〇〇〇部として追加で複製し、定価九〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規